

オーストラリア高等教育の財政改革の動向

— 1988年ドーキンス改革まで —

山口大学 吉田 香奈

ABSTRACT

The Reform of Higher Education Finance in Australia:
Focusing on the Dawkins Reconstruction in 1988

Kana YOSHIDA
Yamaguchi University

The purpose of this study is to examine the historical change of higher education finance in Australia and the reform of budgeting and funding process of Commonwealth grants for higher education institutions under the Higher Education Funding Act 1988. We could divide it into the five phases as follows: 1) the period of State funding, 2) the period of Commonwealth involvement in the funding of higher education, 3) the period of expansion of the Commonwealth responsibility, 4) the period of the reform of commonwealth higher education finance and the expansion of cost sharing by the students, 5) the period of stagnation. In this paper we pointed out the characteristics of funding mechanism at each phase.

1 問題設定

本稿は、オーストラリアにおける高等教育財政の歴史的展開を明らかにし、1988年高等教育財政法 (Higher Education Funding Act 1988) の成立にともなう連邦高等教育予算の編成・配分過程の改革の特質を検討することを目的としている。

今日、我が国では、国立大学の法人化をめぐる、大学の組織形態、業務内容、人事制度、長期目標・計画、財務会計制度に関する議論が展開されている。特に、財政面では第三者評価機関の結果等に基づく資源配分の導入、運営費交付金の算定・配分方法、中期計画と予算措置の手法、自己収入の取扱い、学生納付金額の設定、新たな会計基準の検討など、多岐にわたって検討が進められ、2002年3月には調査検討会議による報告書も提出された (国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議 2002)。本報告書は、大学の自律性・自主性を尊重する観点から、運営費交付金の導入や自主財源の安定的確保を提言し、また、財政面におけるアカウンタビリティの観点から、政府は運営費交付金の算定基準と配分方法を公開するとともに、大学側も毎年の財務内容を公開することを求めている。

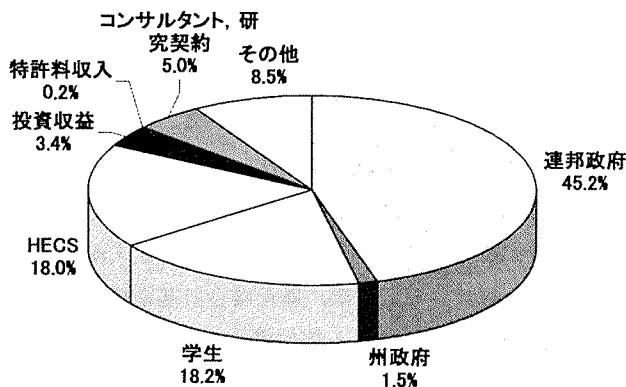
さらに、中期計画終了後の第三者評価の結果を運営費交付金の算定に反映させることとしており、法人化後の大学財政は大きく変化することが予想される。

そこで、本稿では、高等教育予算の編成・配分システムにおいて注目すべき改革を行っているオーストラリアを取り上げ、高等教育財政における州・連邦政府の役割と予算過程の特色について歴史的な観点から検討する。オーストラリアは、1987年に成立した第二次ホーク(Bob Hawke)労働党政権下で連邦雇用教育訓練省大臣であったジョン・ドーキンス(John Dawkins)が高等教育改革を推進し、1989年に高等教育カレッジ(College of Advanced Education: CAE)を大学(university)に昇格させる一元化政策(Unified National System)を実施している。これと同時に実施されたのが、先に触れた1988年高等教育財政法の制定であり、予算編成過程において連邦政府が個別大学と直接に折衝を行い、予め定めた算定方式を用いて補助金額を算出・配分する新たな方法を導入している。この改革は、概算要求から、決定、配分、執行、評価という予算過程のメカニズムを検討する上でも、また、予算過程における政府と大学の関係を問う上でも非常に興味深い事例である。先行研究では、オーストラリアの高等教育財政改革について出相(1997)、角田(2001b)が、さらに、高等教育の一元化について英国との比較の視点から杉本(1999)が、また大学の設置認可と管理運営については角田(2001a)が、それぞれ概要を整理している。そこには、オーストラリアの高等教育が1988年の改革を境に新たな段階を迎えている様子が指摘されており、我が国の改革を考える上で示唆的な内容も多い。しかしながら、例えばこれらの一連の改革が英国やニュージーランドの行財政改革とどのような関係にあるのか、高等教育の予算過程は他国と比較してどのような特色を有しているのか、さらには、本稿で対象としている経常費補助金の算定・配分方法が時代とともにどのように推移しているのかについては十分に検討されているとは言い難い。そこで、本稿はこれらを考察する手がかりとして高等教育財政の歴史的展開を整理し、1988年の高等教育財政改革の内容を検討する¹。

2 高等教育財政における州・連邦政府の役割

まず、歴史的展開を検討する前に、現在のオーストラリアの高等教育財政制度について簡単に整理しておきたい。大学・カレッジは各州独自の高等教育に関する制定法(Acts of Parliament)によって設置認可されており、広範な自治権を有している。しかしながら、その法的地位は非常に複雑であり、セルフ・アクレディテーションの権限を有するか否か、また、高等教育財政法に規定されている連邦助成の対象機関であるかどうかによって、立場が大きく異なっている²。2002年現在、高等教育財

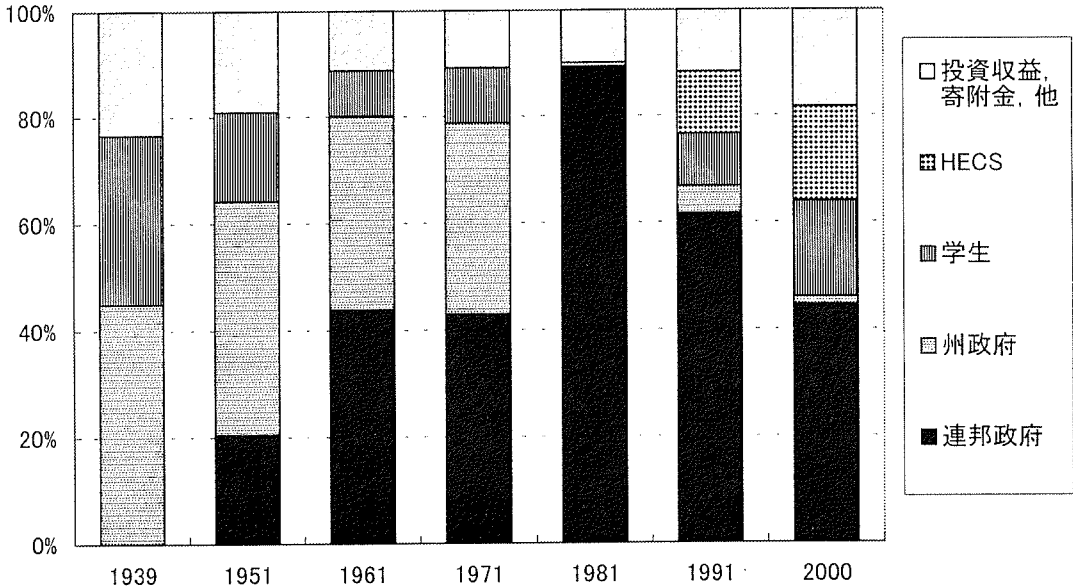
図1 高等教育機関の収入源 (2000年度)



出典：DEST 2002

政法に規定された大学・カレッジは44校であり、学長、副学長、教職員、学生、州に任命された学外者の平均20名で構成される大学評議会(university council)によって管理されている(Australian Vice-Chancellors' Committee 2000)。なお、大学の在籍者数は2000年度で約70万人である³。

図2 高等教育機関の収入源 (1939-2000年)



出典：DEET 1993, DEST 2002より作成

次に、大学の収支についてみてみよう。連邦政府の統計資料によれば、2000年度の大学の収入は93億豪ドルであり、財源の構成比は図1のように45.2%が連邦財源となっている(DEST 2002)。州政府からの補助は1.5%と僅かであり、残りの財源は、連邦政府の学生授業料一時立て替え分である高等教育拠出金制度(Higher Education Contribution Scheme: 以下、HECSと略する)が18.0%、HECS適用外の学生からの授業料収入は18.2%となっており、学生負担は合計36.2%となっている。また、コンサルタント・研究契約による収入は5%、投資収益は3.5%であり、特許料収入は0.2%となっている。

次に、これらの財源の推移をみていく。図2は、オーストラリアにおける過去約60年間の大学の収入構成比を比較したものである。1939年の段階では州政府が高等教育費の45%を負担していたが、1981年の段階では完全に連邦財源に移行し、収入の約9割を依存している。しかしながら、1991年にはHECSと学生の授業料収入の比率が増加し、連邦財源は62%に減少している。これ以降、HECSと授業料収入の割合はさらに増加し、2000年には収入の三分の一以上を占めるに至っている。この財政負担の推移をもとに、オーストラリアの高等教育財政を時期区分すると、以下のように整理できる(DEET 1993, pp.69-101, 出相1997)。

第一期	1853～1939年	州による経費負担期
第二期	1940～1973年	連邦の役割の拡大期
第三期	1974～1987年	連邦責任による経費負担期
第四期	1987～1996年	連邦予算の改革による学生負担の拡大期
第五期	1996～	連邦予算の停滞・削減期

特に本稿では第四期までの時期について高等教育財政の推移を整理していく。なお、詳細は本稿の文末に別表としてまとめてあるので、そちらも合わせて参照されたい。

(1) 第一期 1853～1939年 州による経費負担期

まず、第一期は1853年のシドニー大学創設より、第二次世界大戦下における連邦政府の軍事関連研究予算の拡大以前までの時期をさす。この時期には大学は州政府より収入の約5割の経費を補助されており、その他に、投資収益、寄付金、授業料収入が主たる財源となっている。連邦補助金収入はなく、州財源が公財政からの収入源となっている。オーストラリアでは、政府からの予算配分に項目別予算(line-item budgeting)は使用されておらず、一括補助金(block grant)方式が第二次大戦以前より用いられている(Karmel 1998, p.51)。

(2) 第二期 1940～1973年 連邦の役割の拡大期

第二期に入ると、1940年に連邦政府は軍事関連研究予算の配分を開始し、さらに、1951年には、州政府補助金法(the States Grant (Universities) Act 1951)を制定し、大学の経常費の25%を連邦負担と規定する。続いて、1957年にはオーストラリア大学審議会(Committee on Australian Universities)による通称ミュレイ・レポート(the Murray Report)が発表されるが、このレポートの中で、特に大学財政に関しては、恒常的な組織としてオーストラリア大学補助金委員会(Australian University Grants Committee)を設置すること、大学への連邦補助金の増額を行うこと、連邦補助金は3カ年予算(triennial basis)とすることが勧告された(Committee on Australian Universities 1957, p.124-125)。この勧告に基づいて連邦政府は1959年にオーストラリア大学委員会法(the Australian Universities Commission Act)を制定し、大学財政の情報提供と予算配分に関する助言を行う諮問委員会として、オーストラリア大学委員会(Australian Universities Commission: AUC)を創設した。これは、大学関係者や産業界など様々な構成員によって組織される委員会であり、大学の自治とバランスのとれた高等教育の発展を目的として設立され、連邦予算に対する勧告を行う権限を有していた(Australian Universities Commission 1975, p.9)。また、連邦補助金の配分方法にはマッチング・ファンド方式が採用され、経常費は連邦：州・授業料収入=1：1.85、資本的経費については連邦：州=1：1の割合で負担することを定め、さらに、補助金は3カ年予算方式が採用された。3カ年予算には2つの方法があり、一つは3年に一度だけ予算編成を行う方式(fixed triennial funding)、もう一つは3カ年予算ではあるが、その初年度に次の3年間の予算を編成する方式(rolling triennial funding)である。後者は高等教育機関が教職員を計画的に採用したり、新たなコースを新設したりする中期的な計画を立てやすいというメリットがある(DEET 1993, p.74)。ただし、この時期は前者の3カ年固定方式が採用されて

いる。

また、第二期は、オーストラリアにおける高等教育の二元システム(binary system)が確立した時期でもある。オーストラリア大学委員会の下に組織されたオーストラリア中等後教育将来構想委員会(Committee on the Future of Tertiary Education in Australia, 通称マーチン委員会)は1964年に通称マーチン・レポートと称される三冊の報告書を提出している(Committee on the Future of Tertiary Education in Australia, 1964-1965)。これは大学(university)と技術継続教育機関(Technical and Further Education: TAFE)のギャップを埋め、高等教育レベルの教育を受けた専門職業人を養成することを目的とした高等教育カレッジ(College of Advanced Education: CAE)と呼ばれる教員養成や農業、工科系の小規模カレッジを設立することを提言したものであった。これを受けて高等教育カレッジが設立され、補助金の配分は大学セクターと同様の3カ年方式が導入された。また、1967年から1973年にかけては、高等教育カレッジに昇格した教員養成カレッジの建設費と設備費を連邦政府は非マッチング・ファンド方式で配分している(DEET 1993, p.76)。ただし、カレッジへの補助金には研究費が含まれておらず、このことから高等教育カレッジを教育中心の機関と位置づけていたことが分かる。また、大学と同様に、カレッジの財政に関する諮問機関として1971年に高等教育カレッジ委員会(the Australian Commission on Advanced Education: ACAE)を創設し、財政について勧告を行う権限を与えている。

このように、第二期は、州と連邦の双方による経費負担期と位置づけられるが、高等教育の二元制度の導入による多様化が進み、財政面では連邦政府の役割が拡大していく時期でもあった。その一方で、政府と大学のバッファーとなるオーストラリア大学委員会、高等教育カレッジ委員会が創設され、大学自治を尊重するシステムが確立した時期としても位置づけることができる(Smart 1992, p.34)。

(3) 第三期 1974～1987年 連邦責任による経費負担期

第三期は、高等教育財政において、連邦が主要な経費負担者となった時期と位置づけられる。この時期はオーストラリアの高等教育の大衆化が進んだ時期であり、連邦政府は州政府との協議のもと、1974年に大学における授業料徴収を廃止し、その代わりに連邦政府が必要経費を大学へ配分する政策へ転換した。州は教員養成に力点をおいたが、1970年代後半には必要な教員数を確保できるようになったため補助を縮小し、高等教育財政における州の経費負担割合はかなり減少した。先の図2のように、1980年代半ばには大学の収入における連邦予算は劇的に増加している。

連邦補助金の予算編成は3年サイクルを維持していたが、1977年には、rolling triennial funding方式を導入している。本方式のメリットは先にも述べたように大学運営の計画が立てやすいことにあるが、1978年にオーストラリア大学委員会、高等教育カレッジ委員会、技術継続教育委員会を統合した連邦中等後教育委員会(Commonwealth Tertiary Education Commission: CTEC)が新設されると、本方式は中止され、以前の固定化した3カ年度予算が再導入された。この時期の大学への連邦経常費補助金の算定には、オーストラリア大学委員会・連邦中等後教育委員会が作成した独自の算定式が用いられており、直接経費(direct costs)と間接経費(indirect cost)のそれぞれを算出するための複雑な計算式が作成され、学生数・教員数などのデータを当てはめて

配分額が算出された(DEET 1993, pp.100-101)⁴。

高等教育の大衆化が進行した第三期の中盤から後半のフレーザー自由党連立政権期(1975-83)には、財政赤字と若年層の失業が増加し、高等教育の多様化と大衆化の方向性を見直す機運が高まっていく。政府と高等教育機関のリーダーは効果的で効率的な経営について関心を示すようになり、連邦中等後教育委員会もまた対応を迫られる。1985年10月に委員長であったハドソン(Hugh Hudson)は高等教育の効率と効果について調査を実施し、翌1986年9月に『高等教育における効率と有効性』を提出するが(CTEC 1986)、この報告書が、1987年以降の改革の契機となり、また委員会自身が廃止されるという事態に発展した。

(4) 第四期 1987～1996年 連邦予算の改革と学生負担の拡大期

1987年に第二次ホーク労働党政権の発足とともに新たに組織変えをした連邦雇用教育訓練省(Department of Employment, Education, Training: DEET)の大臣にジョン・ドーキンス(John Dawkins)が就任すると、連邦中等後教育委員会の廃止がすぐさま実施され、新たに全豪雇用教育訓練審議会(the National Board of Employment, Education, and Training: NBEET)が設置された⁵。この下に高等教育審議会(the Higher Education Council: HEC)が置かれたが、本審議会は以前の中等後教育委員会のような予算に関する権限を与えられておらず、これを契機に連邦政府は各大学と直接に予算折衝を行うこととなった。つまり、大学は予算過程を通じて連邦政府より教育・研究のチェックを受けることとなったのである(Smart 1989, p.34)。

これに引き続いて1987年と1988年にドーキンスは緑書(Higher Education: a Policy Discussion Paper: 通称Green Paper)と白書(Higher Education: A Policy Statement: 通称 White Paper)を発表した(Dawkins 1987, 1988)。これらの報告書は、高等教育カレッジの大学への昇格によって高等教育の一元化(Unified National System)を図り、さらに、統廃合によってスリム化をめざすものであった⁶。これ以前に、高等教育カレッジの統廃合はすでに進行しており、1987年には46まで減少していた。しかしながら、連邦は大学が研究機能を保ちながら十分な教育プログラムを提供できる規模はフルタイム換算学生数で8,000名程度であるという見解を報告書で示した(Dawkins 1988, p.43-45)。言い換えれば、オーストラリアの大学一元化と統廃合は「規模の経済」による大学運営の効率化が目指されたのであり、これを受けて高等教育カレッジ内ではカレッジ間、大学・カレッジ間での統合が進み、46のカレッジと19の州立大学は35校へ統廃合された(杉本1998, p.146)。一つの大学の学生規模は例えばモナッシュ大学(Monash University)は2001年には約42,000人、シドニー大学(University of Sydney)は35,000人であり、3万人を越える大学は4校、2万人を越える大学は11校と、非常に大規模な大学となっている(DETYA 2001b)。

そして、この時期に実施された高等教育財政改革の最も注目すべき事柄は1988年の高等教育財政法の制定とHECSによる「授業料」の復活である。これについては次節で詳しく取り上げる。

3 ドーキンスによる連邦補助金改革

1988年高等教育財政法の制定は、連邦高等教育財政において一つの大きな転換点であった。本法に基づく連邦補助金の配分は、2002年現在も継続されており、基本路線は変更されていない。ここでは

その根拠法である本法に規定された特徴的な内容を取り上げ、それぞれ具体的にみていきたい。この改革のポイントは大きく以下の4つに分けられる。すなわち、①教育プロフィール(educational profiles)の導入、②経常費助成への「相対的予算配分モデル」(Relative Funding Model)の導入、③HECSの導入、④競争的研究資金の導入、である。紙面の都合により、ここでは①、②、③を取り上げ、④の競争的な研究助成金については別の機会に譲りたいと思う。

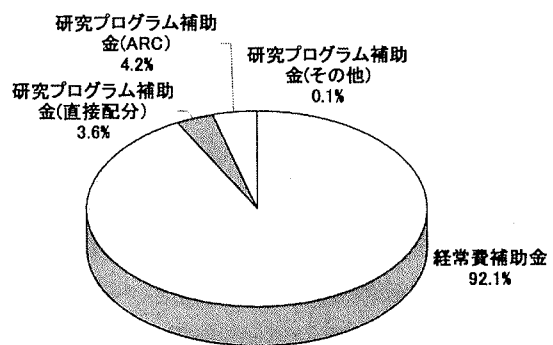
(1) 教育プロフィール

大学の教育研究活動をチェックするために新たに採用されたのが「教育プロフィール」(educational profiles)である。プロフィールは大学側が自校の状況を連邦政府に説明するために準備する資料であり、1989年に導入された際には以下の6種類の書類が提出されている。すなわち、①大学の使命と目的、②1989-91年の3カ年における教育活動及びフルタイム換算標準学生数(FTE standard student load)⁷と卒業数、③現在の研究活動の概要と研究計画書、④公正性の問題を含む国家優先事項に関する報告書、⑤その他重要な活動に関する報告書、⑥財政状況、についてである。これは、毎年度政府へ提出するものであり、各大学が事前に設定した目標を達成したかどうかについて事後評価し、また大学が必要とする財源を政府が評価する基礎資料として用いられる⁸。例えば、入学者数は基本的に大学が独自に決定できるが、連邦補助金の算定の基礎となるフルタイム換算標準学生は事前にプロフィールに目標数を設定しておかねばならず、これを越えて入学させた者についてはHECSの適用外にもなるので本人からフルコストを徴収しなければならない。このように、政府は事実上、学生数の規制を行っており、プロフィールによって教育研究条件をコントロールし、質的管理を行っているといえる。

(2) 相対的予算配分モデル

次に、経常費補助金の算定に用いられる相対的予算配分モデルについてみてみよう。まず、高等教育財政法に基づいて配分される補助金の種類を確認しておく、これは大きく二種類に分けることができる。一つは経常費助成(Operating Grants)であり、もう一つは研究プログラム助成(Research programs grants)である。後者は、高等教育財政法に基づいて政府が直接配分するプログラムと、オーストラリア研究審議会(Australian Research Council: ARC)によって配分されるプログラムに分類される。図3の

図3 連邦高等教育予算(2000年)



出典: Kemp 2001, p.71-72.

ように、2000年度の連邦高等教育予算(DETYA所管分)の構成比は経常費補助金が92%、研究プログラム助成が計8%となっている(Kemp 2001, pp.71-72)。ここでは、経常費補助金に限定してその内容を整理してみる。連邦の経常費助成は大きく以下の2つに分類され、1)はさらに3つに分

類される(区分は2001年度のもの)。

〈経常費補助金〉

- 1) 教育研究費 (96.1%)…… i) 教育費, ii) 大学院生向けのResearch Training Scheme(RTS), iii) Research Quantum(RQ)
- 2) 施設費(Capital Development Pool), 高等教育公正プログラム(Higher Education Equity Program)等への助成 (3.9%)

図4 相対的予算配分モデル

高等教育財政法の制定以前は、経常費と施設費への補助は別立てで算定・配分されてきたが、ここでは経常費の中に組み込まれて、一括補助金として配分されている。また、1)の教育研究費は1989年当時には i) が中心であり、ii)は1999年の研究白書「知識と革新」に基づいて導入された大学院生の研究指導のための経費、iii)は1995年からパフォーマンス・ベースで配分が行われるようになった予算である。次に、i)の教育費補助金の算定方式についてみてみよう。

この補助金額の算定には「相対的予算配分モデル」(Relative Funding Model)を用いた学生数を基礎とするフォーミュラ・ファンディングが用いられる。図4に示されるように、これは様々な学問領域の教育コストを学部、大学院別に算出し、そのウェイトを数値化したものである。

例えば、学部生で会計学や経済学を専攻する学生にかかる教育経費を1とすると、医学や工学の博士号授与のコースにかかるコストは4.7となる。政府は標準学生数(standard

Cluster	Discipline Weights		
	Undergraduate	Other Postgraduate	Research Degree
1	1.0		
2	1.3	1.4	2.0
3	1.6	1.8	
4	2.2		
5	2.7	3.0	4.7

Cluster	Undergraduate	Other Postgraduate	Higher Degree Research
1	Accounting Admin/Economics Law Other Humanities	Accounting Admin/Economics Law Other Humanities	Accounting Admin/Economics Computing Education Law
2	Behavioural Sci. Education Maths/Stats Other Social Stud.	Maths/Stats Other Social Stud.	Maths/Stats Nursing Other Built Env. Other Health Other Humanities
3	Computing Nursing Other Built Env. Other Health Other Languages Visual/Perf. Arts	Computing Nursing Other Built Env. Other Health Other Languages Visual Perf. Arts	Other Languages Other Social Stud. Visual Perf. Arts
4	Engineering Science Surveying	Agriculture Behavioural Sci. Dentistry Engineering	Agriculture Behavioural Sci. Dentistry Engineering
5	Agriculture Dentistry Medicine Vet. Science	Medicine Science Surveying Vet. Science	Medicine Science Surveying Vet. Science

出典：Baldwin 1990, p.13

student load)を大学と協議の上設定しておき、単価に学生数とその在籍分野のウェイトをかけて補助金額を算出する。準備委員会の検討結果の資料によれば、1990年度の予算にこのモデルを適用して経常費補助金を算出し直したところ、34大学・カレッジの多くはプラス又はマイナス10%の枠内に収まっているが、なかには20%を超過する大学も数校みられた(Baldwin 1990, pp.15-18)⁹。なお、大学の財務担当責任者ヘインタビュー調査を行ったところ、モデルによる補助金額算定後の連邦による調整は、大学の歴史や使命に基づいて行われるとのことであった¹⁰。

また、経常費補助金の使途についてであるが、一括補助金であるため大学が自由に使途を決定でき、学内での配分には相対的予算配分モデルを用いる必要はない。事実、各学部や個々の教員への配分は大学・学部の理念や方針によってかなり異なっている。大学内での予算配分過程については、さらなる調査が必要である。

(3) 高等教育拠出金制度(HECS)

以上の「教育プロファイル」「相対的予算配分モデル」と同様にドーキンス改革の目玉として導入されたのが高等教育拠出金制度(HECS)である。HECSとは、学生が大学卒業後に一定の所得水準に達した後、納税制度を通じて授業料納入を行うという制度である(Andrews1999, Karmel, T. 1999, DETYA 2001a, 矢野2001, 角田2001c)。オーストラリアの大学では、ウィットラム労働党政権期の1974年に授業料が廃止されているが、1988年高等教育財政法のなかにHECSが規定され、授業料徴収が再び行われることとなった。学生の在籍中は、連邦政府が授業料を一時的に立て替えて各大学に支払うので、経済的に進学困難な学生であっても、生活費をカバーする奨学金さえ利用すれば学業を継続することが可能であるというメリットがある。学部生・院生ともに本制度を利用でき、また、利用せずに授業料を前納して25%のディスカウントを受けることもできる。しかしながら、本制度は希望するすべての学生に適用される訳ではない。連邦の経常費補助金とHECSは標準学生数が基礎となっているので、大学は標準学生数を超えて学生を入学させても、この部分については補助を受けることができない仕組みとなっている。HECS適用外の学生は授業料に加えて個人の教育コストも負担しなければならない¹¹。また、オーストラリアでは留学生からも同様に授業料を徴収しているが、特に近年、各大学は独自収入確保の観点から入学を許可する例が増えている。特に東南アジアからの留学生が多く、なかでもマレーシア、タイ、中国などの学生が多くみられる。2000年現在、外国人留学生数は学生全体の13.7%を占めるが(DETYA 2001b, p.6)、全学生に占める留学生の割合が20%を越える大学もでてきており、教育水準の低下の懸念から一つの社会問題に発展している¹²。

4 まとめと今後の課題

以上、本稿では、オーストラリアにおける高等教育財政の歴史的変遷と、1988年高等教育財政法による連邦高等教育予算の改革内容について整理した。オーストラリアの高等教育財政は、第一期は州政府による経費負担期、第二期は連邦の役割の拡大期、第三期は連邦責任による経費負担期、第四期は連邦予算の改革による学生負担の拡大期、第五期は連邦予算の停滞・削減期の五期に区分でき、高等教育の多様化と大衆化に伴って、その経費負担責任が州から連邦へ、そして学生へとシフトしてい

る。また、予算の編成・配分については、第二期以降、連邦はマッチンググラント方式により高等教育の拡大をサポートするが、第三期には全面的に経費負担責任を負う。ただし、第二期、第三期を通じて、連邦高等教育予算についてはオーストラリア大学委員会等の機関の意見が尊重され、3カ年予算の導入や委員会の作成した算定式が用いられている。しかしながら、第四期には、効率性重視の政策が展開され、連邦中等後教育委員会の廃止とそれに伴う連邦雇用教育訓練省の権限強化が起きており、教育プロフィールによる大学運営・教育・研究のチェック体制がシステム化されている。さらに、相対的予算配分モデルが採用され、ガイドラインにそって設定された標準学生数を基礎として経常費補助金の配分が開始されている。また、これらと同時に行われたのが「授業料」の復活であり、在学中に連邦が一時的に立て替え払いを行うHECSが開始されている。また、本稿では触れることができなかったが、経常費補助金における研究費相当部分についてはパフォーマンス・ファンディングが導入されており、評価に基づく資源配分が高まっている。

これらの改革に対する関係者の評価は様々である。例えば、相対的予算配分モデルについては、補助金の算定方法が明瞭・公平となったと評価する関係者もいるが、その一方で、学問分野の区分をもっと細かく設定していかなければウェイトの高い分野を多く持っている大学が有利となり、学生獲得が困難な分野は継続が難しくなってしまうという欠点があることを指摘する関係者もいる。また、一律の配分方式を採用したことで、オーストラリアの大学の自律性を阻害し、多様性を損なう結果となっているという関係者もみられる。連邦政府による大学運営への関与がどの方向に転じたのか、また、改革の結果、政策目的が達成されたのか否かを評価するためには、本稿で触れることのできなかった第五期の状況を検討しなければならないだろう。これについては稿を改めて検討する予定である。

〈注〉

1. なお、本稿は文部科学省科学研究費補助金基盤研究(B)(2)「21世紀型行政システム下における法人型財務の開発研究」(2000-2002年、研究代表者 茂里一紘)の一環として行ったものである。オーストラリアでの現地調査は平成13年3月、平成14年3月の二度にわたって実施し、連邦教育科学訓練省(DEST)、オーストラリア副学長協会(Australian Vice-Chancellors' Committee)、オーストラリア大学評価機構(Australia University Quality Agency)、全豪中等後教育組合(National Tertiary Education Union)、オーストラリア国立大学、メルボルン大学、ラトロープ大学、ニューイングランド大学の財務担当者・関係者へインタビュー調査を行った。
2. いったん認可を受けた大学は学部学科の新設・変更を自ら決定することができ、自らが提供する学科に対して学位を授与する権限を有する。これは大学・一部のカレッジにのみ与えられている権限であり、多くのカレッジや職業専門教育を主とする技術継続教育機関(Technical and Further Education: TAFE)は、改編にあたって州政府の認可を必要とする(DETYA 2000, p.69-70)。また、1988年高等教育財政法は、連邦の経常費・研究費助成の対象となる大学・カレッジ名を第1章4節のTable A, Bに規定しており、Table Aに規定されている機関は経常費・研究費の双方の助成を受ける権利がある。一方Table Bの機関は限られた助成しか受けることができない。
3. 学生のうち、フルタイム学生は約41万人、パートタイム学生は約19万人、通信制(external)の学生は約10万人である。また、オーストラリア国籍を持つ学生は全体の82.5%、ニュージーランド

からの学生は約1%, 永住権を有する学生は約3%, 外国人留学生は13.7%となっている (DETYA 2001b, p.6)

4. ただし、この配分額算定式を当時の連邦中等後教育委員会をあえて公開していない。その理由を、当時の委員長であったカーメル(Peter Karmel)は、第一に、この算定方式が連邦補助金の算定の際に厳密に利用されていなかったこと、第二に、大学内での予算配分の柔軟性を損なうおそれがあったことを挙げている(Karmel 1998, p.53)。
5. NBEETは2000年3月に廃止。
6. イギリスにおいても、1991年の教育白書を受けて1992年の継続・高等教育法が制定され、ポリテクニクとカレッジが大学へ昇格し、学位授与権が与えられた。
7. 換算には授業のcredit数を用い、それぞれのコースでフルタイム学生に課されるcredit数の合計値を1とおいて、パートタイム学生のcredit数を勘案してフルタイム換算学生数を割り出す。2000年度のフルタイム換算学生数は約55万8千人である。
8. 連邦教育科学訓練省高等教育局財務部へのインタビューによる(2002年3月)
9. なお、連邦教育科学訓練省高等教育局財務部へのインタビューによれば、このモデルの検討過程では特に参考とした他国の事例等はなく、準備委員会によるオリジナルとのことであった(2002年3月)。
10. このモデルは政府が公正に予算を配分していることを示す目的から公開されている。ただし、オーストラリア国立大学へのインタビューによれば、このモデルを用いて算定した後、政府は各大学の状況を勘案しながら補助金額の調整を行っているとのことである(2001年3月)。
11. 例えばメルボルン大学ではコースによって授業料が異なり、教育専攻の学生で年間10,000豪ドル、法学専攻の学生は年間18,000豪ドルとなっている(2002年度)。
12. オーストラリア副学長協会へのインタビューによる(2001年3月)。

〈参考・引用文献〉

- 石附実, 笹森健編 2001, 『オーストラリア・ニュージーランドの教育』東信堂。
- 角田喜彦 2001a, 「オーストラリア編①高等教育の発展と大学制度」『文部科学教育通信』No.26, 26-27頁。
- 角田喜彦 2001b, 「オーストラリア編②大学への政府の資金援助」『文部科学教育通信』No.27, 34-35頁。
- 角田喜彦 2001c, 「オーストラリア編③高等教育貢献制度」『文部科学教育通信』No.28, 34-35頁。
- 出相泰裕 1997, 「オーストラリアの高等教育財政の現状」『IDE—現代の高等教育』No.392, 68-76頁。
- 出相泰裕 1999, 「オーストラリアにおける高等教育改革—ウエスト提言を中心に」『IDE—現代の高等教育』No.411, 70-76頁。
- 国立学校財務センター 2001, 『欧米主要国の大学ファンディング・システム』国立学校財務センター。
- 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議 2002, 『新しい「国立大学法人」像について』。
- 財務省財務総合政策研究所 2001, 『民間の経営理念や手法を導入した予算・財政のマネジメントの

- 改革—英国, NZ, 豪州, カナダ, スウェーデン, オランダの経験』pp.127-162.
- 杉本和弘 1998, 「高等教育システム改革に関する豪英比較—「二元制」から「一元制」への転換過程—」『比較教育学研究』第24号, 141-160頁。
- 矢野真和 2001, 「オーストラリアのHECS (高等教育拠出金制度)」矢野真和研究代表『高等教育政策と費用負担—政府・私学・家計—』文部科学省科学研究費補助金最終報告書基盤研究(B)(1), 511-522頁。
- Australian Universities Commission, 1975, *Sixth Report*, AGPS.
- Australian Vice-Chancellors' Committee, 2000, *University Governance*, AVCC.
- Baldwin, P. 1990, *Assessment of the Relative Funding Position of Australia's Higher Education Institutions*, DEET.
- Committee on Australian Universities, 1957, *Report*, Commonwealth Government Printer.
- Committee on the Future of Tertiary Education in Australia (Martin Committee), 1964-1965, *Tertiary Education in Australia*, Vol. I-III, Government Printer.
- CTEC, 1986, *Review of Efficiency and Effectiveness in Higher Education*, AGPS.
- DEET, 1993, *National Report on Australia's Higher Education Sector*, AGPS.
- DEETYA, 1996, *Selected Higher Education Finance Statistics: 1994*, AGPS.
- DEETYA, 1997, *Selected Higher Education Finance Statistics: 1996*, AGPS.
- DETYA, 1999, *Selected Higher Education Finance Statistics: 1998*, AGPS.
- DETYA, 2000, *Australia*, third edition, J.S. McMillan Printing Group.
- DETYA, 2001a, *2001 HECS and Fees Manual*.
- DETYA, 2001b, *Student 2000: Selected Higher Education Statistics*.
(<http://www.detya.gov.au/highered/statistics/students/student00shes.pdf>)
- DEST, 2002, *Finance 2000: Selected Higher Education Statistics*.
(<http://www.detya.gov.au/highered/statistics/finance/2000/finance2000.pdf>)
- Dawkins, J. 1987, *Higher Education: A Policy Discussion Paper*, AGPS.
- Dawkins, J. 1988, *Higher Education: A Policy Statement*, AGPS.
- Harman, G. 1989, "The Dawkins Reconstruction of Australian Higher Education", *Higher Education Policy*, Vol.2, No.2, 1989, pp.25-30.
- Karmel, P. 1998, "Funding Mechanisms, Institutional Autonomy and Diversity", Meek, V. L. and Wood, F. Q., ed., *Managing Higher Education Diversity in a Climate of Public Sector Reform*, DEETYA, pp.45-65.
- Karmel, T. 1999, *Financing Higher Education in Australia*, DETYA.
- Kemp, D. 2001, *Higher Education: Report for the 2001 to 2003 Triennium*, DETYA.
- Maling, M. J. and Keepes, B. D. 1998, "The Australian Higher Education System—Diversity: Sought or Neglected?" Meek, V. L. and Wood, F. Q., ed., *Managing Higher Education Diversity in a Climate of Public Sector Reform*, DEETYA, pp.29-44.
- Marginson, S. and Considine, M. 2000, *The Enterprise University: Power, Governance and Reinvention in Australia*, Cambridge University Press.

- Meek, V. L. and Wood, F. Q. 1997, *Higher Education Governance and Management: An Australian Study*, DEETYA.
- Miller, P. W. and Pincus, J. J. 1997, *Funding Higher Education: Performance and Diversity*, DEETYA.
- Scott, R. 1999, "The Reform of Higher Education in Australia", Teather, D.C.B, ed., *Higher Education in a Post-Binary Era*, Higher Education Policy Series 38, Jessica Kingsley Publishers, pp.23-47.
- Smart, D. 1992, "Australia", Clartk, B. R. and Neave, G. R. ed., *The Encyclopaedia of Higher Education*, Pergamon Press, pp.29-42.
- Taylor, M. G. 1991, "New Financial Models: Australia" , *Higher Education Management*, Vol.3, No.3, pp. 246-256.

別表 オーストラリア高等教育財政史

第一期：州による経費負担期	1853 シドニー大学創設
第二期：州と連邦による経費負担期	1940 連邦軍事関連研究予算を大学へ配分
	1951 州補助金法 (States Grants Act) の制定。連邦は州の経常費補助金の25%を負担することを規定
	1952 大学の財政危機
	1957 ミューレイレポート (Murray Report) 発表。より適切な連邦予算配分を求める
	1959 オーストラリア大学委員会 (Australian University Commission: AUC) の設置。連邦予算は3年ごとに編成・配分する fixed triennial funding を採用
	1964 マーチン委員会 (Martin Committee) が高等教育カレッジ (College of Advanced Education: CAE) の創設を勧告
	1965 高等教育カレッジの創設。連邦・州予算は大学セクターと同様に配分。ただし研究費はなし
	1967 連邦教育科学省 (Department of Education and Science) の設置
	1971 オーストラリア高等教育カレッジ委員会 (Australian Commission on Advanced Education: ACAE) の設置
	1973 連邦教育省 (Department of Education) の設置。州教員養成カレッジ、高等教育カレッジへ昇格
第三期：連邦による経費負担期	1974 授業料の廃止。連邦はこれ以降、高等教育費の負担に責任を負う
	1975 技術継続教育委員会 (Technical and Further Education Commission: TAFEC) の設置
	1977 3カ年度予算の初年度終了時に、次の3カ年の予算を決定する rolling triennial funding を導入
	1978 AUC, ACAE, TAFECを統合し、中等後教育委員会 (Tertiary Education Commission: TEC) を新設。1982年に連邦中等後教育委員会 (Commonwealth Tertiary Education Commission: CTEC) へ
	1979 経常費補助金配分手法に fixed triennial funding を再導入。施設設備費は単年度予算
	1983 連邦教育若者問題担当省 (Department of Education and Youth Affairs) の設置
	1984 3カ年予算が施設・設備費にも適用
	1985 連邦教育省 (Department of Education) の設置
第四期：連邦予算の改革による学生負担の拡大期	1987 連邦雇用教育訓練省 (Department of Employment, Education, and Training: DEET) の設置、高等教育予算審議会 (the Committee on Higher Education Funding, 通称ウラン委員会) の設置
	1988 CTECを廃止し、全豪雇用教育訓練審議会 (National Board of Employment, Education, and Training: NBEET) へ改組。この下に高等教育審議会 (Higher Education Commission: HEC) とオーストラリア研究審議会 (Australian Research Council: ARC) を設置。高等教育財政法の制定
	1989 高等教育拠出金制度 (HECS) の開始。Rolling triennial funding を再導入
	1990 高等教育委員会 (HEC) による1991-1993年予算への助言。相対的予算配分モデルの公表
	1991 相対的予算配分モデルの導入、経常費補助金に施設・設備費を統合。質的保証誘因予算の開始 (quality assurance incentive funding, 1994年より)
	1992 大学院生の授業料徴収 (1993年より) に関するガイドライン発表
第五期：連邦予算の停滞・削減期	1996 連邦雇用教育訓練若者問題担当省 (Department of Employment, Education, Training and Youth Affairs: DEETYA) の設置
	1998 連邦教育訓練若者問題担当省 (Department of Education, Training and Youth Affairs: DEETYA) の設置
	1998 ウェスト委員会 (the West Committee), 報告書『Learning for life』を発表
	1999 DEETYA, 白書『Knowledge and Innovation』を発表
	2001 連邦教育科学訓練省 (Department of Education, Science and Training: DEST) の設置

出典：DEET 1993, p.70に著者が加筆